

遠軽・佐呂間・湧別以外の市町村から遠軽高校に通学する費用及び町内に下宿する費用の一部を助成します

■事業目的

遠軽町では、遠軽高校の生徒確保と保護者の経済的負担を軽減するため、遠軽町、佐呂間町及び湧別町以外から遠軽高校に通学する生徒及び町内の下宿等から通学する生徒の保護者等に対し、通学及び下宿等に要する経費の一部を助成します。

■助成対象

対象となる方は、次のどちらかになる場合です。

- 1 遠軽町、佐呂間町及び湧別町以外から通学する生徒の保護者等
- 2 遠軽町、佐呂間町及び湧別町以外の生徒で町内に借家、間借り等をし、家賃や食費などを支払って遠軽高校に通学する生徒の保護者等

■助成金の額等

1 助成金の額

- (1) 通学定期券を購入して通学する生徒
→ 購入額の2分の1以内の額で、月額1万円を限度（千円未満の端数切捨て）
- (2) 自家用車等の送迎により通学する生徒
→ 月額5,000円
- (3) 下宿等から通学する生徒
→ 下宿等の費用の2分の1以内の額で、月額3万円を限度（千円未満切り捨て）

2 助成月数

- (1) 全日制課程及び定時制課程（3年次卒業コース）
→ 1学年及び2学年は12か月分、3学年は11か月分（4月～翌年2月）
- (2) 定時制課程（4年次卒業コース）
→ 1学年、2学年及び3学年は12か月分、4学年は11か月分（4月～翌年2月）

■助成の対象とならない場合

- 1 通学定期券を購入しない場合
- 2 自家用車の運転者が、通学距離に相当する分の通勤手当等の金銭の給付等を受けている場合
- 3 同一の借家、間借り等から2人以上が通学する場合は、1人分のみ対象
- 4 遠軽高校の授業料を滞納している場合

■交付申請

毎年4月分から9月分を10月末までに、10月分から翌年3月分を3月31日までに、遠軽高等学校長を経由して申請してください。

ただし、退学、転学、死亡等により助成の対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに申請してください。

申請には、該当月の通学定期券及び領収書等の写し、下宿等費用の領収書等の写しの添付が必要です。

助成金の交付は、申請月の翌月となります。

■問い合わせ先

遠軽町総務部企画課（遠軽町1条通北3丁目1番地1 役場2階）

電話：0158-42-4818

遠軽高等学校通学者等助成事業に関する Q&A

■申請はどのように行いますか

在学、授業料の納付について確認するため、学校長を経由して申請していただきます。学校長の証明印がない申請書は、受理されませんので、必ず学校を経由して申請してください。

■定期券を購入する月と購入しない月がある場合はどうなりますか

定期券を購入した月の分のみ対象となります。回数券や都度支払う乗車代金は対象となりません。

■友人の自家用車に載せてもらい通学する場合は対象となりますか

友人の自家用車に同乗する場合は、対象となりません。友人の自家用車1台分のみが対象となります。

■自家用車で紋別市から湧別町へ通勤し、通勤手当を受けている場合対象となりますか

対象となります。紋別市から遠軽町までの通勤手当を受けている場合は、対象となりません。

■定時制課程で自家用車を運転して通学している場合は、対象となりますか

対象となります。ただし、遠軽町までの通勤手当を受けている場合は、対象となりません。

■友人と2人でアパートを借りて通学している場合対象となりますか

どちらか1人分のみ交付の対象となります。兄弟でアパートを借りて通学している場合も1人分のみ交付対象となりますが、兄弟2人が、各々下宿し、下宿代を支払っている場合は、2人分が対象となります。

■父親の転勤により下宿することとなった場合対象となりますか

対象となります。遠軽町、佐呂間町及び湧別町以外から通学を開始した月又は下宿等を開始した月から助成します。

■月の途中にバス通学から下宿へ変わった場合はどうなりますか

その月の通学した日数が多い方の金額を助成します。たとえば1日から10日まではバスで通い、11日から下宿を開始した場合、下宿にかかる費用の2分の1を助成することとなります。

■祖父の家に下宿し下宿料を支払っている場合は対象となりますか

対象となります。ただし、下宿を営まないところに下宿している場合は、申請書と領収書や通帳の写しなど支払いがわかる書類のほかに、下宿を営まない者に下宿させている旨の申立書を添付してください。